

奈良県告示第三百五十八号

平成二十六年一月奈良県告示第三百二十二号（新型インフルエンザ等対策特別措置法の規定による指定地方公共機関の指定）の一部を次のように改正し、令和三年二月十三日から施行する。

令和三年二月十二日

奈良県知事 荒井正吾

「第二条第七号」を「第二条第八号」に改める。